

## 公益財団法人日本ダウン症協会 会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第34条に定める会員が支払う会費等に関する必要事項を定め、それによって公益財団法人日本ダウン症協会（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

### (入会)

第2条 会員の入会資格については、この法人の目的に賛同し、書面や電子的方法等にて所定の入会申込を代表理事に提出し、会費を納入することで満たされる。

### (入会の不承認)

第3条 入会申込をした者が以下の何れかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

- (1) 過去に本規程違反等で除名処分を受けたことがある場合
- (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合
- (3) その他、当協会が入会を適当でないと判断した場合

### (会費)

第4条 この法人の会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員1

会費(年間) 4,000円

(2) 正会員2

会費(年間) 5,000円

(3) 特別会員

会費(年間) 3,000円

2. 年度途中で入会しても月割処理は行わないものとする。

3. 各会員資格は原則同等とし優遇措置や議決権の発生はないものとする。

### (会費の納入)

第5条 この法人に入会した正会員1・2及び特別会員は、入会決定通知を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2. 正会員1・2及び特別会員は、毎事業年度の会費として、当該年度末月までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。

3. 会費未納の退会者の会費は、退会届を提出した年度まで発生する。

### (会費の免除)

第6条 特別会員のうち、専門的技術・情報等の提供等、特別にこの法人に寄与するところの大きい会員は、理事会の承認を経て会費を免除することができる。

### (会員資格の喪失)

第7条 会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

- (1) 協会に所定の退会届を提出したとき。
- (2) 理由なく、所定の会費を継続して1年間に渡り滞納が生じたとき。

### (資格喪失に伴う会員の会費収入義務等)

第8条 正会員1・2及び特別会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2. この法人は、正会員1・2及び特別会員が当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

### (再入会)

第9条 第7条により資格を喪失した者が再入会を希望し、協会がそれを認めたときは、再入会が認められる。

再入会に際しては、所定の会費を改めて納入しなければならない。

### (会費の使途)

第10条 第4条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残額は収益事業等及び法人の運営に係る法人会計に使用するものとする。

### (私的利用の範囲外の利用禁止)

第11条 会員は、協会が承認した場合を除き、協会を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用をすることはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

### (除名)

第12条 会員が定款や本規程の条項等に違反したとき、または協会に損害を与えたとき、または会員としてあるまじき行為があったと認められるとき、この法人は理事会の議決により会員を除名することができる。

### (規程の改廃)

第13条 この規程の改廃、入会金及び会費の金額については評議員会の決議により行い、その他の事項に関する事項については、理事会の決議により行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

会員種別

- (1) 正会員1 この法人が認めた協力団体（支部：25名以上の会員を有する）に所属する者。
- (2) 正会員2 この法人が認めた協力団体（準支部：25名未満の会員を有する）に所属する者、または個人。
- (3) 特別会員 この法人が認めた専門知識や技能を有する者。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

改正 平成26年10月19日

改正 平成28年6月19日、ただし平成29年4月1日より適用する。

**改正 令和4年(2022年)4月1日**